



河川不法占用物件の除却

昨年、西部建設事務所から一冊のファイルが持ち込まれた。袋綴の白紙に写真が貼り付けてある。表紙に「現場写真 No.1 清算第2係」と書かれ、「中広・鷹匠地区河岸緑地」「S40-41」と書き加えられている。貼り付けられている写真は、広島市戦災復興事業（土地区画整理）において道路・公園や河岸緑地の支障となる建物や堆積物など不法占用の現場を撮影したもので、県の出先機関である広島都市計画事務所清算課がこれらの除却を進めるためこのファイルを作成したと見られる。

広島市の戦災復興事業は東部を市、西部を県が分担して実施、昭和四十年代に至ってようやくその最終局面を迎えていた。市内を流れる河川の岸は河岸緑地として計画されたが、そこには膨大な家屋が密集し、多数の住宅困窮者が住んでいた。資材置場代わりの不法占用もあった。昭和四十年（一九六五）十一月、県と市は河岸緑地促進県市連絡協議会を発足させ、こうした不法占用物件の除却に着手し、四十一年度から三年間で二二六戸の不法占用物件を除却した。

写真上は、猿猴川右岸の場町七戸一五世帯の行政代執行法による強制撤去。市の不法建築物除去実施作業班二九三人が実施。地元側では二〇〇人がピケを張って抵抗、作業班ともみ合いになったが、警官隊を出動させ、ゴボウ抜きにより排除した。この出来事は、報道機関でも大きくとり上げられ、全国的に関心をもたれた。これを機に、不法占用状態の解消が進み、広島市と県は河岸緑地の整備を進めていく。

写真下右は、天満川右岸（中広地区）の不法堆積物。河岸緑地予定地が資材置場として使用されている（下流から撮影、右上に横川新橋が見える）。写真下左は、同じく天満川右岸の中広河岸緑地（上流から撮影）。（安藤福平）

近世尾道を訪れた行商人たち

広島大学非常勤講師 森本幾子

近世の尾道は、大坂・下関に次ぐ瀬戸内の重要な湊町で、全国から多くの人やモノが行き来していました。

広島県立文書館所蔵・青木茂氏旧蔵文書の中に、「久保町逗留願扣」(文化五年(一八〇八)〜文政十三年(一八三〇))、「旅人滞留願控」(文政十五年(一八三二)〜天保三)〜天保十三年(一八四二))という史料があります。これは、久保町の組頭が、全国からの旅人の逗留願をまとめたもので、かつて青木茂氏が『新修尾道市史』第四卷(一九七五年)の中で、若干紹介されたことがあります。

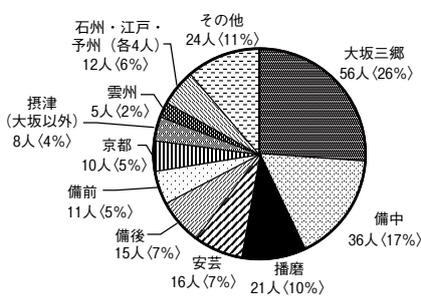
しかし、この史料をより詳しく見てみると、文化・文政期の尾道の町に、実にさまざまな人やモノがやって来ていたことを知る事ができます。江戸時代は、私たちが想像する以上に、移動することが日常化している社会であったことを示す、興味深い史料であると言えます。

尾道逗留行商人の地域別割合

この時期に尾道を訪れた行商人は、西日本の人が中心ですが、江戸、常州、信州、勢州、越中など、関東・北陸地域からも年に数人が商売にきています。

下のグラフは、文政三年(一八二〇)の尾道逗留行商人(二一四人)の地域別

文政三年(1820) 尾道逗留行商人の地域別割合



(中央市場大坂との関係)

行商人と商い物の特徴

この史料の面白さは、商い物の地域的特徴がはっきりと分かることです。ここで、行商人と商い物の特徴を紹介しながら、行商人が尾道に与えた影響を考えてみることにしましょう。

安芸国は広島城下、海田市、竹原からの行商人が多く、備後国は福山城下をはじめ、三次、神辺などが確認できます。

尾道逗留行商人の主な商い物

Table with 4 columns: Region, Goods, Region, Goods. Lists various goods like rice, tools, and medicines from different regions like Bizen, Settsu, and others.

「久保町逗留願扣」(文化15年~文政13年)より作成。

右の表は、文化十五年(一八一八)〜文政三年(一八二〇)の三年間における主な商い物を取り上げたものです。まず大坂からの来訪者については、商い物の種類が豊富であることが分かります。また、堂島米市場や天満青物市場の商人が来ていることや、藍代金の回収のために、大坂藍商と生産地の阿波北方の藍商が一緒に来ていることなどから、他の地域とは異なる大坂の中央市場としての役割がうかがえます。これら大坂から来た人たちは、都市の大店の奉公人であろうから、行商人とは異なる存在であ

ろうと考えられます。当時、尾道は、領主の年貢米を売却する湊として藩の御用商人がおりましたから、堂島米市場から来た商人は米の売買をめぐって尾道の御用商人と商談を行ったものと思われる。(三都文化の伝播) 大坂、京都、江戸は、当時、他の地域よりも出版文化が発達しており、「いろは教方本」・「しつけ方本」などを教育するための本が行商人によって尾道へ運ばれ、売られています。さらに、大坂・江戸から庭師が来たり、摂津池田から定期的に(年に四回ほど)

植木屋が来たりしているので、尾道の商家が、都市の洗練された作庭様式を取り入れていたことがうかがえます。当時は、盆栽なども流行していましたから、家中で楽しむものであったのかも知れませんが、当時の尾道の経済力を示す証であると言えるでしょう。

(芸能者の多さ)

尾道には、全国を巡る多くの芸能者が逗留しています。文化十五年には、大坂新町の桂文治が「座敷噺」にやってきました。その他、大坂からは「浄瑠璃修行」、「辻咄」、「式丁つつみ(二挺鼓)」、「軍書読」が、京都からは「座敷浄瑠璃」、「三味線稽古」、江戸からは「歌本読売」が来ています。「座敷噺」は、夫婦や親子で巡業する者も多く、尾道のような人の集まる湊町での興行は、生計を立てる上で欠かせないものだったのでしょう。

享和三年(一八〇三)『近世浪華市中流行』(撰陽奇観 卷ノ四十三)によると、大坂では「浄瑠璃ノ出語り」というのがはやっていましたから、上方の文化が、いち早くこれら芸能者によって伝わっていることが分かります。また「座敷浄瑠璃」は、上方だけではなく、岡山城下からもたくさん巡業者が来ています。瀬戸内地域では他に、長州赤間関から「道学講釈」師も来ていました。

そのほか、正月に「越後獅子」を舞うため、長蔵・助蔵・子ども二人の計四名が遠く越後からやって来ています。また、

徳島からは、「狼見せ物」のため六人が来ています。本物の狼で芸をやるのでしうか。和歌山からは「猿芝居一行」八人が来ましたが、これら動物の管理も町や宿にとつては大変だったと思われる。(口・目・身体へのケア意識の高まり)

さて、尾道への行商人でとくに目を惹くのが、全国的な「売薬」の多さと口・目・身体への医療関係道具の販売や医者への来訪の多さです。

とくに、安芸国の竹原からは「口中療治」・「入歯細工」など口の治療に関する行商人が多く、海田市からは「精気円」「丸薬」「虫薬」などの売売りが目立ちます。薬と言えは富山が有名ですが、この時期には各地域のさまざまな種類の薬が売られていたようです。薬売りも夫婦で行商している者もいます。備中玉島からは「売薬卸」が来ていたので、かなりの量の薬が売られていたのでしょう。

また、「按摩」も全国から来ており、江戸や長崎などの遠方からやって来ていました。江戸からやって来た人は「灸代膏薬」も同時に販売しています。

さらに、興味深いのは、「めがね」の需要が多かったことです。「めがね」は、



「久保町逗留願扣」と「旅人滞留願控」

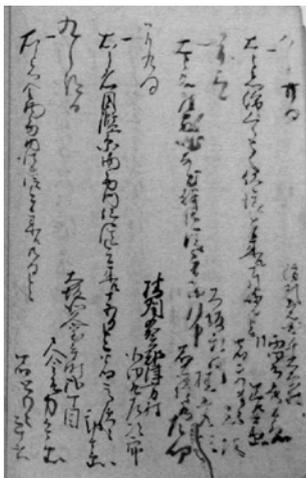
ほとんど播磨国多可郡津万村や高砂の行商人が売っていました。また、わざわざ阿波や土佐から「眼病療治」のために尾道に来ていました。

このような医療技術の需要は、当時の尾道町人の口・目・身体に対するケア意識の高まりを表していると言えるでしょう。人・モノが集まり、経済的に大きく発展した湊町尾道ならではの特徴かもしれません。毎年、尾道に養生に来る人たちもいたので、このような医療技術を頼っていたとも考えられます。

世の中が経済的に発達すると、人間は身体が疲れ、それに応じてさまざまな医療品が生み出されたり、癒しやほぐしの施術の需要が高まったりするのは、今も昔も変わらないような気がします。薬、「按摩」、「めがね」などの行商の多さは、それらを職業とする人びとが増加したことの表れとも言えるでしょう。

行商人の逗留宿

行商人が尾道に滞在する期間は、短くて三日間、長い人で約半年間と、さまざま



「久保町逗留願扣」の記載の一部

真中 8月29日の項には、播州多賀(多可)郡津万村の小田屋左次郎が、「目鑑(めがね)・糸物」商いのため、来月15日までの間に、高須屋勘兵衛のところ滞ることが記されている。

までした。行商人たちは尾道に定宿があったらしく、七〜八軒の宿がそれぞれ手分けをして引き受けていました。全国から同時に訪れるさまざまな客への対応には、かなりの経験や手腕が問われたことでしょう。また、町の治安にとつても行商人の定宿は重要なものであったと思われれます。ですから、これら宿職の者がトラブルを起こして宿職を「御取揚」になつても、尾道の町人たちは早々に「御差免」を尾道町奉行所に願ひ出ています。また、これらの宿は、旅人同士の情報交換の場としても大きな役割を果たしたことでしょう。

※

ここで紹介した行商人たちは、都市に大店を構える商人よりも、より人びとの生活に近い存在でした。これらの人びとを通して、当時の社会をより具体的に垣間見ることが出来ます。

「久保町逗留願扣」・「旅人滞留願控」は、このような行商人によって湊町の文化や経済が支えられていたことを教えてくれる、貴重な史料です。

《収蔵文書展によせて》
殿様の領内「廻在」とその文書

安政五年（一八五八）十一月、青山内証分家当主から広島藩主となった浅野茂長（長訓）は、藩主として初回国した翌六年九月、広島近在の郡から領内を廻在（巡視、「在」は農村のこと）することを領内の村々へ布達しました。それまでの歴代藩主は、鷹狩りで領内の民情を視察することはあつても、鷹場のない地域まで出向く機会はほとんどありませんでした。広島藩ではなからく守旧派が政権を握り、藩政改革を推進する西南雄藩と比較すると、財政窮乏のために軍備増強が遅れ、領内は沈滞していました。新藩主となった茂長は、自分の目で領内の産業や、民衆の生活の様子を視察し、今後の藩政改革の起点にしようとしたのです。

で、高宮・豊田・世羅・三谿・甲奴・御調・豊田・賀茂・安芸郡と廻っています。藩主廻在の主要な目的の第一は、異国船防備や国境警備の状況を把握することでした。第一回で上陸視察した安芸郡倉橋島・鹿老渡、豊田郡大崎島・御手洗・瀬戸田、御調郡向島・因島の七ヶ所には文久三年になって砲台を設置しています。また、第二回では、佐伯郡大栗林村（周防）、山県郡土橋村（石見）、高田郡川根村・三次郡横谷村・恵蘇郡和南原村（以上出雲）、奴可郡福代村（備中）と、それぞれ国境まで足を運んで、国境警備の様子を視察しています。

第二は、今後の殖産興業政策を進める上で、各種産業の実態を把握することでした。茂長は行く先々で、塩業（生口島・竹原、石灰製造（上蒲刈島）、人参栽培（佐伯郡白砂村）、鯛網漁（同郡小方村）、たたら製鉄・針金製造、製鉄運輸等（山県・三次・恵蘇・奴可各郡）、鮎竿・鋳物（可部）、燈油（沼田郡西山本村）など、各地の産業を精力的に見学し、山村では艱難な農業の様子をつぶさに見ています。廻在を通じて得られた調査結果をもとに、文久三年には郡役所内に勧農方を置き、翌元治元年には藩庁内に生産掛を設置します。

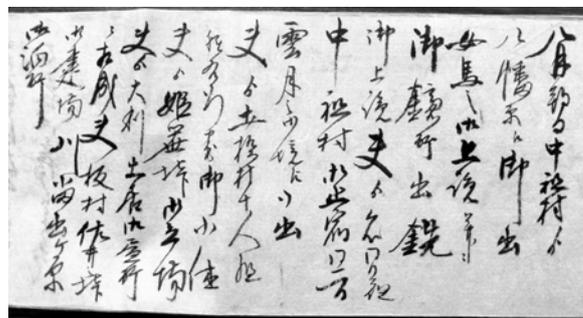


写真1 「藩主浅野長訓公御廻在二付覚帳」
(文久元年8月、深井家文書)

二日は出雲国境の土橋村へ向かい、雲月山へ登山してまで隣境を見渡し、その後土橋村で小休、大利原村で昼食、板村を経て川小田村で宿泊しています。十分な施設もない脇往還を相当な強行軍で進んだ様子がうかがえます。

さて、藩主廻在に当たり、藩はできるだけ領民に迷惑をかけず、出費も抑制する方針を領内へ通達しましたが、総勢は藩主以下約三〇〇人を数え、その一行が各地で休憩、食事、宿泊するわけですから、廻在先の町村では、宿割りなどを始め周到に準備を進める必要があります。

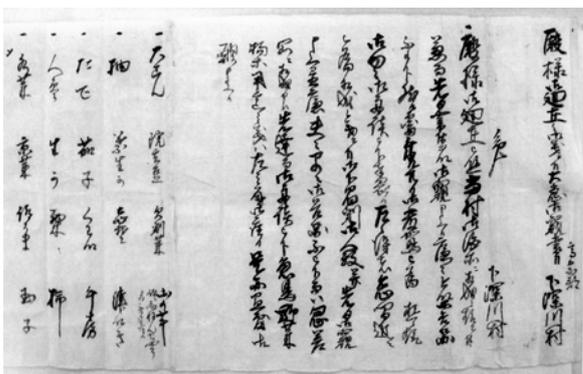


写真2 高宮郡下深川村「殿様御廻在之御義二付大急御窺書付」
(文久元年9月、重清家文書)

宛てた窺いです。出発直前になつても村内の宿割りの指示がなく、藩主の宿泊の準備について経験のない村が当惑している様子がうかがわれます。食材についても、すぐに準備できるものと、二三日前、前日でないとい調達できないものがあるのと、早く一行の宿割りの指示をしてほしいと願っています。

この文久元年の藩主廻在は領内全域に及んだため、藩主一行を迎えるための資料が県内各地で保存されています。

幕末維新という動乱の時代、広島藩の領民はそれまでには経験しなかつた新たな負担を次々と課されました。

今回の収蔵文書展「激動の時代 幕末維新の広島と古文書」(三月二十八日、六月十一日)では、幕末の激動の中で、

領民が度重なる負担にいかにも耐えながら明治維新を迎えたか、寄贈・寄託を受けた収蔵文書を用いて紹介します。展示を通して、地域に残された地域資料が、歴史を読み解く材料になることを知っていただき、資料保存の大切さについて理解を深めていただければ幸いです。

(西村 晃)

収蔵文書の紹介

広島県文書通送実施要領の全部
改正 昭和三十四年(一九五九)

「通送」とは、一般的には聞かれない言葉であろうと思います。日本語大辞典には「人の手から手へ順々に送ること。順送り。伝送。」と記載されています。

このような形の広島県の文書の通送は、いつから始まったものでしょうか。その一端が分かる資料として、今から遡ること五十一年前の昭和三十四年五月十三日付けで、広島県文書通送実施要領

広島県文書通送実施要領

現在の広島県文書通送実施要領は、昭和59年4月に定められたもので、本庁及び地方機関等相互間における公文書等の自動車による通送の実施について、県の公用車による運搬などの方法を経て、現在では、郵便事業株式会社が行う巡回郵便制度を利用して実施されています。

が全部改正された起案文書がありました。全部改正されたということですから、それ以前から実施されていたのでしようが、それが分かる文書は残っていません。では、その当時の通送の様子を見ていることにしましょう。実施要領には、次のように記されています。

広島県文書通送実施要領(昭和三十四年)

(通送の目的) 第一条 本庁と地方機関の間の文書を通送し、郵送料の節減を図ることを目的とする。

(通送の実施方法) 第二条 文書を通送は、本庁と別表上覧に掲げる地方機関の間において、それぞれ同表中欄に掲げる地方機関(以下「主管事務所」という)を通じて行うものとする。

(通送日) 第三条 文書を通送は、日曜日及び職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十三号)第六条に規定する休日を除いて、毎日行うものとする。

(通送の休止) 第四条 文書を通送は、毎年一月四日及び一月五日は休止する。(以下略)

(通送に従事する職員) 第五条 文書を通送に従事する職員は、通送員及び主管事務所の職員で当該主管事務所の長が命じたものとする。(以下略)

(通送員の従事する区間等の通知) 第六条 総務部総務課長は、月別の通送員の従事する区間及び当該区間に従事する通

送員の氏名をあらかじめ主管事務所の長に通知するものとする。

(通送文書の受渡し場所等) 第七条 通送員と主管事務所通送員との通送文書の受渡し場所及び時間は、別表下欄に掲げるとおりとする。

(主管事務所の本庁への通送文書の取扱) 第八条 主管事務所は、本庁への通送文書については、原則として通送員の復路のとき、差し出すものとする。

(地方機関相互間の文書を通送) 第九条 同一区間に所在する地方機関は、通送員を利用して、当該地方機関相互間の文書を通送することができる。2 (略)

(通送できない文書等) 第十条 一通の重量が二キログラムを超える文書及び現金は、原則として通送しないものとする。(特殊文書の取扱) 第十一条 通送文書で重要と認められるものについては、特

殊文書として特別の取扱をすることができる。2 (略)

通送の区間・主管事務所・受渡し時刻

本庁及び地方機関等相互間における公文書の受渡しは、山陽本線、呉線、芸備線の鉄道三路線で一日一往復実施されています。

【広島―福山間】 往路では、本庁からの文書を各主管事務所に渡すこととし、広島駅を七時五二分に発し、福山駅一〇時五七分着の三時間五分(現所要時間一時間五十四分)の間に、西条駅九時二分に西条県税事務所へ渡し、同様に尾道駅一〇時三一分に尾道地方事務所、福山駅到着後一時に福山地方事務所・府中保健所に渡され、それぞれの主管事務所が管内の機関に通送しています。

復路では、各主管事務所から本庁への文書を渡すこととし、福山駅を一一時四九分に発し、尾道駅一二時一七分、西条駅一四時〇二分、広島駅には一四時五三分着となっています。

【広島―呉―三原間】 往路では、広島駅を八時一七分に発し、三原駅一〇時五七分着の二時間四十分(現所要時間二時間五十六分)の間に、海田市駅八時二九分に海田保健所へ渡し、同様に呉駅九時〇四分に呉土木出張所、竹原駅一〇時二〇分に竹原保健所、忠海駅一〇時三三分に豊田地方事務所、三原駅到着後一時に三原保健所に渡されています。



山陽本線を走る列車(昭和39年)
長船友則氏収集資料

復路では、三原駅を二時四八分に発し、忠海駅二時一分、竹原駅二時二五分、呉駅二時三八分、海田市駅二時四三分、広島駅には二時四三分に着となっています。

【広島―庄原間】往路では、広島駅を八時〇二分に発し、庄原駅一十一時一四分着の三時間十二分（現所要時間二時間十五分）の間に、吉田口駅九時三二分に吉田県税事務所へ渡し、甲立駅九時三七分に甲田保健所、三次駅一〇時丁度に三次土木出張所、庄原駅には庄原駅到着後一十二時五分に庄原土木出張所に渡されています。

復路では、庄原駅を一三時四六分に発し、三次駅一四時二六分、甲立駅一五時二二分、吉田口駅一五時二九分、広島駅には一七時〇九分着となっています。

職員提案による一部改正

「広島県職員提案制度要綱」による第二回提案の審査の結果、「通送便について、通送者の発見を容易にするように改善すること」が採用され、昭和三十五年五月二十三日（全面改正一年後）付けで次のように一部改正されています。

一つは、通送員は文書の受渡しに際しては、列車の窓から藤紫色の腕章で合図すること。

二つ目は、通送員が乗っている車両の位置について、山陽本線の往路では、前から一両目、往路では最後尾、呉線の往

路では、前から四両目、復路では前から一両目、芸備線の往路では、前から四両目、復路では前から二両目とそれぞれ決められ、通送の受渡しが改善されたことがうかがえます。

このように見てくると、鉄道と自動車との違いがあるものの、過去とほぼ同じ方法により現在に受け継がれてきた通送制度の歴史に感じ入り、また、列車の窓から、藤紫色の腕章を付けた通送員がわざわざ美しく文書の入った通送袋を受け渡す光景が思い浮かび、私たちの先人の汗と知恵に感慨深いものを感じます。

（神原真一）

明治21年 (1888)	政府は山陽鉄道会社に免許を公布し、神戸から山口県赤間関(下関)までの建設を命じる。同年、神戸から建設に着手。
明治27年 (1894)	山陽鉄道が広島まで開通
明治34年 (1901)	山陽鉄道が下関まで全通
明治36年 (1903)	海田市・呉間の呉線が開通
大正4年 (1915)	芸備鉄道、広島・三次間開通
大正12年 (1923)	芸備鉄道が庄原まで開通
昭和10年 (1935)	三原・呉間が全通し、現在の呉線が完成
昭和50年 (1975)	山陽新幹線岡山・博多間開業

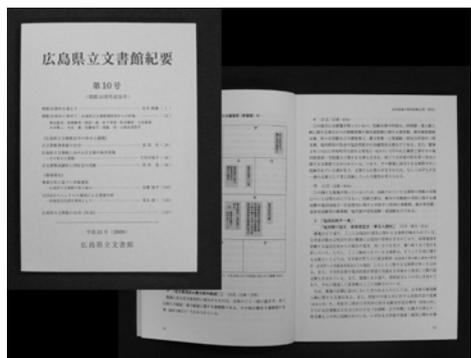
平成4年広島県立文書館企画展「資料で見える広島県の鉄道のあゆみ」から

**文書館の仕事⑭
調査研究と研修**

文書館職員の仕事の一つに調査研究があります。公文書館法には、「歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置く」ことが定められており、当館の専門職員である研究員は、そのような調査研究を行うことが業務とされています。

ここでいう調査研究とは、文書館の業務内容や収蔵資料に関して行うものです。行政文書を担当する研究員は、主に文書管理や永久保存資料を評価選別する基準等について研究します。とくに、永久保存資料として何を選別し、保存するかは重要なテーマですが、そのためには、県のどの部署でどんな重要文書を作成しているのかを特定する必要があります。さらにその前提として、県庁全体の業務体系を把握することが必要となります。また、公文書を「国民共有の知的資源」と位置付けた公文書等の管理に関する法律が制定されましたが、今後県においても文書管理や公開のあり方を見直していくことが、重要な課題です。

古文書を担当する研究員は、文書群の内容に関する研究と物理的な整理・保存に関する研究を主にしています。内容に関する研究とは、出所（家や団体等）ごとに文書群の中身を分析することで、その文書群の由来や記述内容を明らかにし



広島県立文書館紀要

ます。また、物理的な整理・保存に関する研究については、傷んだ資料の補修方法や書庫環境整備、虫害対策なども研究テーマとなります。

これらの研究成果は、隔年で発行している『広島県立文書館紀要』に掲載するほか、収蔵文書目録の解説記述や当館で実施される講習会・実習・研修会などの場にも活かされます。

また、当館では収蔵文書展や小展示（「収蔵文書の紹介」展示）を毎年実施していますが、それら展示を行うためには、収蔵資料の中身について調査研究を行うことが欠かせません。とりわけ、古文書などのように、一般の来館者には分りにくい資料を展示する場合、展示資料の内容だけでなく、その資料が作られた歴史的背景なども解説する必要があります。そのため、研究も行います。

なお、文書館では、利用者からの依頼

を受けて調べものを行うといった、いわゆる調査の代行は行っていません。文書館でも図書館などと同様にレファレンスサービスを行っていますが、その内容は、収蔵資料の利用に関する相談や利用者の目的に応じた情報提供が基本です。また、古文書の解読依頼については、少量であれば受け付けています。

ところで、専門職員がこのような調査研究を進める上においても、専門分野に関する研修を積むことは重要です。文書館では、市町の文書管理担当職員を対象に、行政文書・古文書保存管理講習会を毎年開催しており、当館職員にとつての研修機会にもなっています。また、広島県市町公文書等保存活用連絡協議会（広文協）でも、歴史的公文書等の保存・整理・公開等に関する研修を行っています。また、全国の文書館専門職員に対する研修としては、国立公文書館が初任者向けの短期研修と長期の専門職員養成課程、さらには実務担当者向けのテーマ別研修を毎年開催しています。近年は日本アーカイブズ学会などが専門分野の研究集会や大会を開催しており、当館の研究員も必要に応じてこうした場に参加していくことが求められます。

このほか、文書館に関する同業関係者団体としては、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）があります。広島県立文書館も機関会員に属しており、年一回開催される全国大会には、当

館の研究員も毎回参加しています。大会では、歴史的公文書等に関する様々なテーマの研修会・研究会が開かれ、最新の研究成果や同業界における喫緊の課題について学ぶ貴重な機会となっています。当館では、そこでの議論を地元の関係者にもなるべく広く知ってもらうため、これらの大会等で発表された方々を、当館が開催する講習会や研修会などの場に講師として招き、講演していただくことも行っています。

調査研究や研修のように、時間をかけて考える仕事は、日常業務の中ではとかく後回しにされがちです。しかし、当館が発行する様々な刊行物や目録類は、いずれも何らかの形でアーカイブズに関する研究蓄積の上に立って作られており、より意義あるものを生み出していくためにも、これらの営みは大変重要で欠かせないと言えます。

（西向宏介）



2010年の全史料協全国大会
（京都市）

平成二十一年度に収集した古文書

後藤陽一文書（寄贈）

後藤陽一氏（一九一三～二〇〇二）は広島大学名誉教授、元広島修道大学商学部教授で、近世史研究者。広島県史近世部会主任として県史近世編を監修したほか、『新修広島市史』など県内外の自治体史を多く手がけた。主著に『近世村落の社会的研究』などがある。文書は、座長を務めた原爆遺跡保存運動懇談会ほか、関係団体が発行した刊行物や資料、執筆原稿（草稿・メモを含む）やその刊行物、新聞スクラップ、論文抜刷。研究材料として収集した複製資料、写真、地図類、生の古文書（千代田・海田・御手洗・加計・城下東横町平沢屋多田家等八四四点）。（請求番号二〇〇九〇二）

台沖 忠氏収集文書（寄贈）

台沖 忠氏は安芸郡熊野町の郷土史家。屏風下張り文書の括・封筒や和書など計七二点。同氏は古物商が焼却しようとした屏風を譲り受け、自身で解体したところ、江戸時代前期の広島藩庁で作成したと思われる多数の貴重な文書を発見した。この下張り文書については『広島県立文書館紀要』第三号（一九九四年）掲載の松井輝昭氏の「史料研究」に詳しい。台沖氏の死去に伴い譲渡された知人の梶矢祥弘氏から寄贈を受けた。

（請求番号二〇〇九〇二）

吉田慶良氏所蔵文書（寄贈）

廿日市市の山陽女子学園理事長の故石田米孝氏が研究用資料として収集したと思われる「厳島明神縁記」「厳島道芝記」「厳島名所図会」などの和書類一箱。譲渡された吉田氏から寄贈を受けた。

（請求番号二〇〇九〇三）

三浦家文書（寄託）

三浦家は高宮郡関屋村庄屋。文書は慶応元年十月の「御当国絵図面」一点。現在は衝立に表装されているが、もとは折り畳まれていたものと思われる。

（請求番号二〇〇九〇四）



三浦家文書「御当国絵図面」

得能家文書（寄託）

得能家は奴可郡川東村庄屋で、東城川筋鉄穴稼ぎに関する川下他領との争論で功績があり、同郡の割庄屋格となった。

割庄屋文書は奴可郡「郡務拾聚録 人」(庄原市指定文化財)や三上郡の「役方手引草(写)」など。庄屋文書には争論関係の文書が目立つ。その他、「田植寛(宝曆)文政」、「東城川筋十八ヶ村鉄穴順路」(絵図)などで、計四四点。なお、得能家文書、小田家文書、田辺家文書(二家)はそれぞれ所蔵者から庄原市へ寄贈され、庄原市教育長から当館へ寄託された。

小田家文書(寄託)
 「郡務拾聚録」天・地(庄原市指定文化財)などを除くほとんどが、大正六(八年(一九一七)一九一九)の奴可郡東城町会議員であった小田芳之助に関する議会関係文書(議案や招集告知など)で、一部に役場文書や共済会文書もある。全一七〇点。
 (請求番号ナ二〇〇九〇六)

田辺家文書(寄託)
 田辺家(屋号は「野田」)は備北の大鉄山師で、奴可郡小串村の庄屋や、同郡東北部の割庄屋も勤めた。奴可郡郡辻及び内堀村を除く奴可郡各村の「国郡志御用ニ付下しらへ書上帳」四一点(庄原市指定文化財)。いずれも慳貪に収納されている。
 (請求番号ナ二〇〇八七〇七)

本河野家文書(寄託)
 本河野家(屋号は「白石屋」)は伊予国守護河野氏の流れを汲む。江戸時代には廻船問屋であったともいい、安永年間ごろから賀茂郡川尻村組頭や庄屋、一時

は割庄屋を勤めた。呉竹庵雨洗(一七六一(一八一五))は俳人として著名で、川尻仁方俳壇を主導した。文書は呉竹庵雨洗などの俳句短冊集や手紙、賀茂郡・川尻村・瀬戸内海等の絵図、和書など七八点。
 (請求番号ナ二〇〇九〇八)

西河野家は本河野家の分家。屋号は「西白石屋」。初代民四郎は万延元年から慶応三年まで川尻村、同年からは女子畑村庄屋を勤めた。明治二十二年からは初代川尻村長に就任した。二代盛助も小学校教員や川尻村長、郵便局長などを勤めた。ほとんどが近代文書で、川尻村行政、衛生組合、郵便局、小学校、文芸資料など、三八四点。
 (請求番号ナ二〇〇九〇九)

田辺家は奴可郡未渡村の組頭役を勤めた。万延二年・安政三年・文久三年の「御用触書控」、天保十四年の「御年貢米納控帳」、慶応二年の「鉄請取控帳」など八点。
 (請求番号ナ二〇〇九一〇)

このほか、佐伯郡玖波村・大知家文書(一九九三〇二)が寄託から寄贈となり一点(昭和五年衆議院議員選挙候補者挨拶状)が追加された。また、山県郡加計村・井上家文書(寄託、二〇〇七〇九)四六九点(太田扱亭の売仕切状等)が追加寄託され、合計古文書は二二九、九六八点となった。

平成二十一年度の主なできごと

- 5月26日 文書調査員会議
- 6月1日 中国四国地区アーカイブズウィーク(7日)
- 6月2日 広文協総会
- 6月6日 文書館講演会
- 6月13日 古文書解読入門講座開講
- 6月17日 収蔵文書紹介コーナー「重要文化財奥家住宅の古文書」展示開始(9月5日)
- 7月1日 公文書等の管理に関する法律公布
- 7月6日 選別文書を中間書庫へ、長期保存文書を文書館へ搬入(7日)
- 7月18日 続古文書解読入門講座開講
- 9月7日 県庁ギャラリー展示「藩から県へ」開始(25日)
- 10月26日 長期保存文書整理開始(緊急雇用対策基金事業)
- 11月27日 行政文書・古文書保存管理講習会
- 1月22日 文書館だより第34号発行
- 1月26日 収蔵文書紹介コーナー「江戸時代の年始」展示開始(3月19日)
- 1月29日 広文協研修会
- 3月26日 収蔵文書展「明治初期の町村文書」開始(6月11日)
- 3月31日 文書館資料集6「村上家乗」発行

利用案内

開館時間

- *月～金曜日 9時～17時
- *土曜日 9時～12時
- *休館日
- *日曜日、国民の祝日及び休日
- *年末年始(12月28日～1月4日)

交通

*JR広島駅からバス(ベイシティ)経由広島港プリンスホテル方面行き)で「広島県情報プラザ前」下車、又は路面電車(紙屋町経由広島港行き)で広電本社前下車約五〇〇m、県情報プラザ2F



広島県立文書館だより 第三十五号
 平成二十三年(二〇二一)年三月二十五日発行
 編集発行 広島県立文書館
 広島市中区千田町三丁目七十四七
 電話 〇八二二四五一八四四四
 FAX 〇八二二四五一四五四一
 ホームページ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soumu/bunsho/monjokan/index.htm>
 印刷 有限会社 創元社